

令和3年度 茨城地方最低賃金審議会  
第1回 茨城県最低賃金専門部会次第

令和3年8月2日（月）

1 開 会

2 議 題

- (1) 部会長及び同代理の選出について
- (2) 茨城地方最低賃金審議会  
茨城県最低賃金専門部会運営規程（案）について
- (3) 金額調査審議
- (4) その他

3 閉 会

令和3年度 茨城地方最低賃金審議会  
第1回 茨城県最低賃金専門部会配布資料

令和3年8月2日（月）

- No.1 令和3年度 茨城地方最低賃金審議会  
茨城県最低賃金専門部会 委員名簿 … P1
- No.2 茨城地方最低賃金審議会  
茨城県最低賃金専門部会 運営規程（案） … P2

## 資料No. 1

令和3年度茨城地方最低賃金審議会  
茨城県最低賃金専門部会委員名簿

令和3年7月21日 任命

茨城労働局

区分	氏 <small>(ふりがな)</small> 名	現 職
公益代表	いで こうや 井出 晃哉	井出法律事務所長
	しん みふあ 申 美花	茨城キリスト教大学経営学部教授
	せいやま れい 清山 玲	茨城大学人文社会科学部教授
労働者代表	おおもり もとのり 大森 玄則	連合茨城副事務局長
	こさか ゆうじ 小坂 祐之	電機連合茨城地方協議会事務局長
	みやした ゆういち 宮下 有一	J A M 北関東常任執行委員 茨城県連事務局長
使用者代表	うりだ ひろし 瓜田 広	株式会社水戸京成百貨店長 取締役 経 理 部 長
	かとう ゆういち 加藤 祐一	一般社団法人茨城県経営者協会 専 務 理 事
	みずいで ひろし 水出 浩司	株式会社日立製作所エネルギー・ヒート・システム 日立事業所エネルギー総務部長

注) 各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります。

## 資料No. 2

### 茨城地方最低賃金審議会

### 茨城県最低賃金専門部会運営規程（案）

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を

茨城地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第9条 専門部会は茨城県最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

#### 附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。